

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 10. 25	R2. 12. 24	第24回アジアヘッドクォーター特区地域協議会 ・国際戦略総合特別区域計画の変更について 第25回アジアヘッドクォーター特区地域協議会 ・戦略的外国企業の誘致 ・アジアヘッドクォーター特区今後の取組方針 第29回アジアヘッドクォーター特区地域協議会 ・2018年度の数値目標に対する実績について ・アジアヘッドクォーター特区区域計画における数値目標の引き上げについて ・都の新規・拡充施策について ・アジアヘッドクォーター特区今後の取組方針	44	1														戦略政策情報推進本部 戦略事業部 特区・戦略事業推進課	
2	R2. 10. 25	R2. 12. 24	第33回アジアヘッドクォーター特区地域協議会 ・第2期計画の振り返り及び次期計画の方向性	13	1									1					次期計画の方向性に係る部分（条例7条6号） 当該情報は、都が行う事務又は事業に関する情報であって、現在協議会において検討が進められている未確定の次期計画案に関するものである。本計画については現在方向性の検討段階にあるため、当該情報を一般に公にすると、当該情報が確定した方針であるとの誤解や混乱を与えるなど事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	戦略政策情報推進本部 戦略事業部 特区・戦略事業推進課
3	R2. 10. 25	R2. 12. 24	I Rに関して、戦略政策情報推進本部が検討・報告した文書（対象は2020年3月31日以降）					1											当該公文書は、戦略政策情報推進本部では作成及び取得しておらず、存在しないため。	戦略政策情報推進本部 戦略事業部 特区・戦略事業推進課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定) 条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。